

令和元年11月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

バッテリー（リチウムイオン、電動アシスト自転車用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1 件  
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動アシスト自転車用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 7 件  
製品起因か否かが特定できていない事故  
（うち薪ストーブ1件、自転車3件、電動アシスト自転車1件、  
電気掃除機1件、照明器具（投光器、充電式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

神田無線電機株式会社が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電動アシスト自転車用）について（管理番号：A201900812）

### ①事故事象について

神田無線電機株式会社（法人番号：5010001118934）が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電動アシスト自転車用）及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の結露対策が不十分であったため、制御基板上の絶縁性が低下し、出火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

ラオックス株式会社及び同社子会社の神田無線電機株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2014年（平成26年）12月15日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、販売店等への協力要請を行うなど、対象製品について無償製品交換を実施しています。

### ③対象製品：品番、型式、販売期間、対象台数

品番	型式	販売期間	対象台数
KMD-BC 6.6Ah	KMD-BC6	2012年4月 ～ 2014年7月	28,959
KMD-BC 8.8Ah	KMD-BC8		
KMD-BT 6.6Ah	KMD-BT6		
	KMD-BT6N		
KMD-BT 8.8Ah	KMD-BT8		
	KMD-BT8N		

2014年（平成26年）12月15日からリコール（無償製品交換）を実施  
回収率：57.5%（2019年10月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

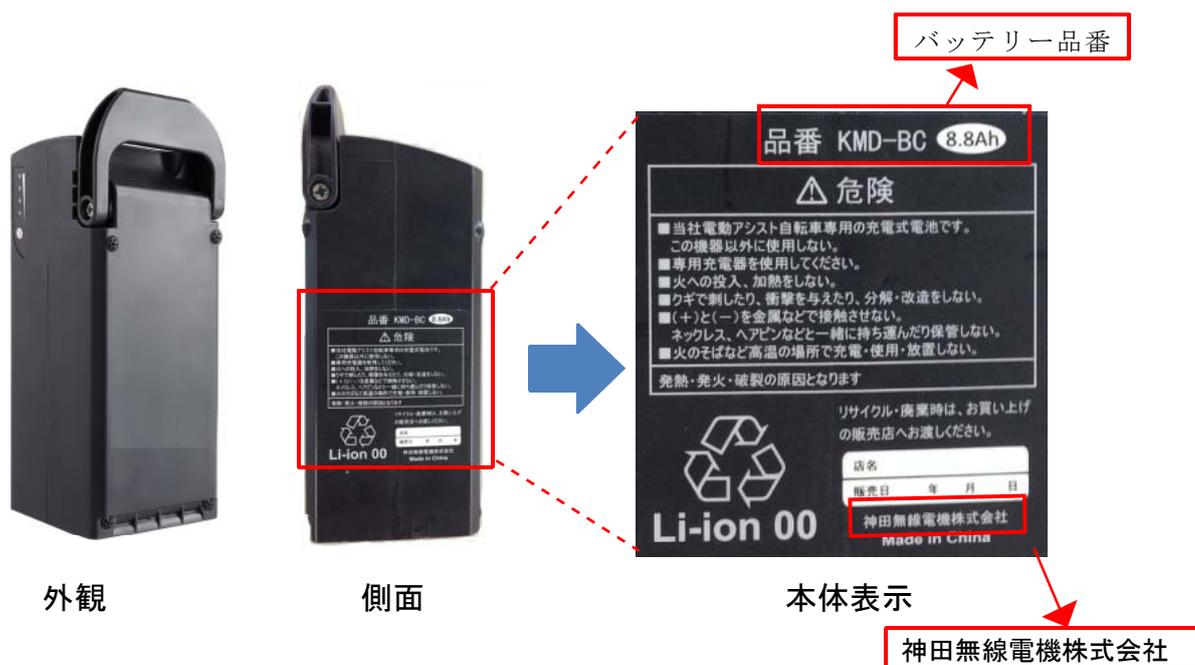
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	1	火災	2014年度	1	火災
				1	火災・軽傷
2018年度	0	—	2013年度	1	火災
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201900812）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象バッテリー搭載製品は、電動アシスト自転車「TASKALシリーズ」、「amadanaシリーズ」、「RUNFUNシリーズ」となります。また、フレームに「TASKAL」、「amadana」、「RUNFUN」と記載され、車体に搭載されているバッテリーが対象となります。

シリーズ名	TASKAL	amadana	RUNFUN
全体図			
フレーム図			



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ラオックス株式会社及び神田無線電機株式会社

電動アシスト自転車用「バッテリー」無償交換プログラム専用窓口

電話番号：0120(565)880

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

交換専用申込ウェブサイト：<http://taskal.laox.co.jp/project/>

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)  
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900812	令和元年10月19日	令和元年11月18日	バッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用)	KMD-BT8又はKMD-BT8N	神田無線電機株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の結露対策が不十分であったため、制御基板上の絶縁性が低下し、出火に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月7日 平成26年12月15日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:57.5%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900811	令和元年11月6日	令和元年11月18日	薪ストーブ	火災	屋外で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201900813	平成20年12月7日	令和元年11月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年8月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900814	平成20年10月5日	令和元年11月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年10月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900815	平成21年11月20日	令和元年11月19日	自転車	重傷1名	子供が当該製品で走行中、ブレーキが効かず、壁に衝突し、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年12月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900816	平成22年7月3日	令和元年11月19日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で坂道を走行練習中、当該製品が後ろに下がり、ハンドルを切ったところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成22年8月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900817	令和元年10月14日	令和元年11月19日	電気掃除機	火災	店舗の車庫で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月12日
A201900818	令和元年10月19日	令和元年11月19日	照明器具(投光器、充電式)	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月14日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし